

令和4年度事業計画書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

社会福祉法人ウーノ

目 次

1	はじめに	1
2	社会福祉法人ウーノの理念、基本方針	2
	基本理念	2
	基本方針	2
	倫理綱領	2
	行動規範	3
3	社会福祉法人ウーノ組織図	4
4	2022年度（令和4年度）事業計画	5
5	令和4年度事業計画書	6
	1. ヘルパーステーション	7
	2. アットホームウーノ	9
	3. ワークステーションウーノ	12
	4. 相談室こころ	15
	5. ピックアップウーノ	17
	6. 西東京市スポーツ支援事業（受託）	19

はじめに

特定非営利活動法人設立から社会福祉法人設立に至る経緯

今からおおよそ 20 年前の 2000 年頃は、旧保谷市では緊急一時保護の利用の必要な場合、保谷障害者センターの施設内での預かりと宿泊を伴う利用希望の場合は、奥多摩の檜原村にある施設を利用することになっていました。センターというコンクリートの施設内で過ごさなければならないこと、訳も分からず車で遠く奥多摩まで連れていかれ、知らない土地の家族のいない場所で宿泊しなければならないことは、障害者である我が子にとって、どれほどの不安を招き、どれだけのストレスとなることでしょうか。親、家族も、そんな辛い思いを障害のある子どもにさせるならと、親戚の冠婚葬祭は無礼せざるを得ない状況でした。

そんななか、自分たちの暮らす旧保谷市内で緊急一時保護施設を作る必要性を強く感じ、保谷市手をつなぐ親の会の有志が集まり話し合いを重ねました。

1998 年に NPO 法が成立し、NPO への機運が高まってきて、事業を立ち上げるには法人格取得が必須であることを有志間で確認し、NPO 法人格取得を目指すことになりました。

2000 年、保谷市手をつなぐ親の会の有志による検討委員会設置し、2001 年は設立総会開催、2002 年 9 月には、特定非営利活動法人ハンディキャップウーノの会をとして NPO 法人登記をすることができました。

NPO としてスタートしてからは、当事者、その家族が必要とする福祉サービスを都度、事業化してきました。支援費制度、自立支援法、障害者総合支援法と法律、制度が目まぐるしく変わるなか、当事者にとって、家族にとって必要なことは、可能な限り希望に副えるように努めてまいりました。

ただ、その間、恒常的に課題となっていたのが人材不足です。理事が現場に出て、実務を掛け持ちせざるを得ない状況に限界を感じるようになりました。また、事業所の分散と事業所内の狭さに業務を効率的、合理的にこなすことができず、さらに人手不足に追い打ちをかけることになりました。NPO 法人取得から 20 年を迎えようとする 2020 年あたりから、社会福祉法人化を具体的に考えるようになった。

社会福祉法人に事業移行することで税制優遇を受けられるようになります。また、福祉医療機構から融資を受けることができます。様々な助成金も受けやすくなります。西東京市にも使用可能な空き施設等の協力を仰ぎやすくなります。結果、経費が削減された部分を人件費に回し、処遇改善をすることで、人材の定着、望ましい人材の雇用につながり、ひいては利用者への支援の質の向上につながると考えました。

しかしながら、実務に追われながらの社会福祉法人移行の手続きは多くの時間を要することになりました。

2021 年 9 月 11 日、NPO 法人ウーノの会の理事会において社会福祉法人化の決議、2021 年 11 月 15 日に社会福祉法人設立認可申請書一式を西東京市に提出することができました。

そして、2022 年 1 月 14 日に「社会福祉法人ウーノ」として西東京市より認可され、社会福祉法人としての新たな船出をすることになりました。

社会福祉法人ウーノの理念、基本方針

基本理念

私たちは、障がいがある方がご自分の持っている力を最大限に発揮し、社会の一員として参加できる地域社会の実現を目指します。

私たちは、障がいがある方に限らず、社会的に弱い立場に置かれているすべての方の人格と個性を尊重します。

私たちは、人々の多様なあり方を互いに認めあい、共に生きる社会の実現を目指します。

私たちは、かけがえのない一人ひとりの命はみんなのためであることを確認し、その一歩を踏み出すため、法人名を「社会福祉法人ウーノ」とします。

基本方針

障がいがある方が、障害福祉サービスだけでなく、様々な社会資源を活用することで、地域で安心して暮らしていけるように支援します。

障がいがある方に限らず、社会的に弱い立場に置かれているすべての方が安心して暮らしていける地域社会の実現を目指します。

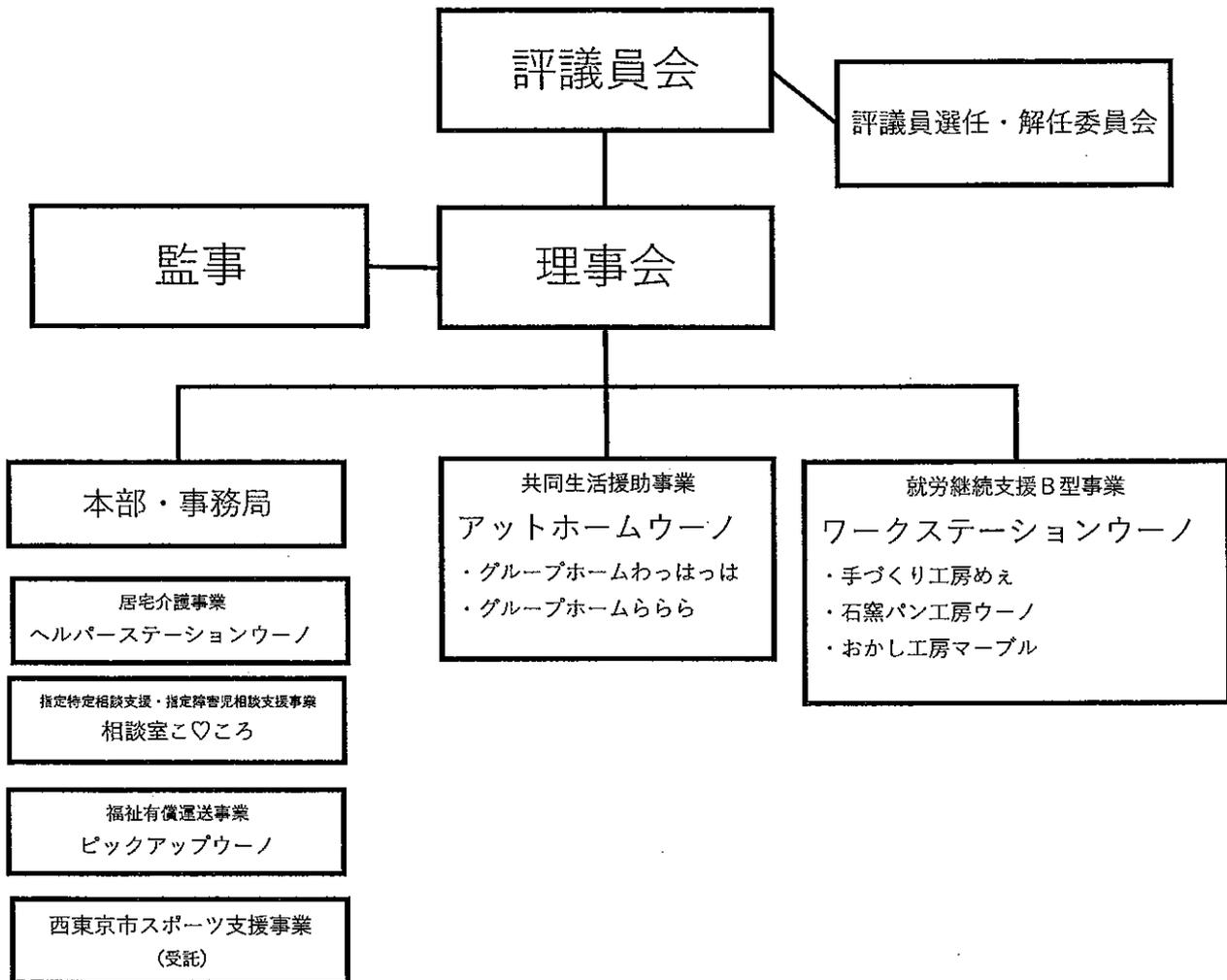
倫理綱領

- ・私たちは、利用者一人ひとりの尊厳を守り、かけがえのない存在として大切にします。
- ・私たちは、利用者一人ひとりの違いを大切にします。
- ・私たちは、利用者一人ひとりの意思を大切にします。
- ・私たちは、利用者一人ひとりの安心、安全な暮らしを守ります。
- ・私たちは、利用者一人ひとりが社会の一員として地域生活を営むことができるよう、社会に向けて発信をします。
- ・私たちは、利用者一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生を送ることができるよう、専門職としての自覚を忘れず研鑽を重ねます。

行動規範

- ・私たち職員は、利用者の生命を守ることを第一と捉え、支援に当たります。
利用者が事故などにあわないように生活や活動の場を整備し、必要に応じて改善します。
ヒヤリハットの事例、苦情が生じた場合は、速やかに報告し改善を行います。
- ・私たち職員は一人ひとりの違いをしっかりと受け止めたうえで、支援に当たります。
利用者の望ましくない行動については、命令的、否定的言動はせず、利用者の声に耳を傾け、寄り添い、信頼関係を築いたうえで、納得していただける合流点を探っていきます。
- ・私たち職員は、利用者が自らの意思によって選択し決定する権利を保障します。
意思決定能力は一人ひとり違うことを認識し、個々に応じた対応を図ります。表情、行動等などの訴えも見逃さず、意思を確認しながら、十分な説明や同意を得ることを怠らず支援に当たります。
- ・私たち職員は、利用者の社会参加の機会が最大限に保証されるように努めます。
障害を持つ人に対しての社会の偏見を除く努力を惜しまず、積極的に地域住民と利用者のパイプ役となり、行事への相互参加やふれあいの機会を増やします。
利用者が地域資源を活用できる機会を多く持てるように支援します。
- ・私たち職員は利用者一人ひとりの個性を把握し、可能性を伸ばし、自立と自己実現に向けた専門的支援を行います。そのためにも、常に研鑽に努め、専門性を高めます。

社会福祉法人ウーノ 組織図



2022年度（令和4年度）事業計画

2022年度社会福祉法人ウーノの事業は、まずは特定非営利活動法人ハンディキャップサポートウーノの会の事業を継承すること、そして社会福祉法人ウーノの事業としての基礎固めをしていくことが第一と考えています。

そのうえで、社会福祉法人としての中・長期計画の策定に取り組みます。

新しい生活様式、ニューノーマルといった言葉もすでに古びた感を否めないほど、長引くコロナ禍となっています。

引き続き感染対策の徹底に努め、全職員がエッセンシャルワーカーであることを常に意識して、業務の遂行に努めます。NPOで作成したBCPをさらに実行性のあるものに整備する一方、危機管理対策にも取り組みます。

職員研修の充実を図り、人材育成に取り組みます。

人材不足の解消を図ります。積極的な人材確保に取り組みます。

令和4年度事業計画書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

社会福祉法人ウーノ

1. ヘルパーステーションウーノ

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、移動支援、生活サポート、日中一時、心身障害者(児)施設緊急一時保護

(1) 所在地

東京都西東京市住吉町3-12-19

(2) 対象期間

令和4年5月1日～令和5年3月31日

(3) 運営の基本方針等

- ・事業所の居宅介護員等は、障害者(児)の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。
- ・事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(4) 利用者見込数

約40名/月

(5) 職員数

30名(男性7名、女性23名)

(6) 従業者の研修等

採用時研修：概ね10時間ずつの同行研修、単独研修、
継続研修：年1回程度

(7) サービスの提供内容

- ・居宅介護
身体介護：入浴、排せつ及び食事の介護、通院介助
家事援助：調理、洗濯及び掃除等の家事、通院介助

- ・ 重度訪問介護
 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を有するものに対する入浴、排泄及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護
- ・ 行動援護
 行動上、著しい困難を有し常時介護を要する障害者(児)が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護及び外出時における移動中の介護等
- ・ 移動支援
 社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出援助
- ・ 生活サポート
 日常生活に関する支援又は家事に対する支援
 利用者のニーズに合わせた必要不可欠な支援
- ・ 日中一時
 日中における介護者の不在時に一時的に活動の場所を提供する
- ・ 心身障害者(児)施設緊急一時保護
 保護者の疾病等により、緊急に保護を必要とする障害者(児)を一時保護する

(8) 資金計画

収支予算書のとおり

(9) その他

◇主な活動及び行事予定等

- ・ スタッフ会議
 毎月 1 回程度実施
- ・ ヘルパーミーティング
 年 2 回程度実施 (テレビ電話等)
- ・ おでかけ体験隊
 新型コロナウイルス感染症の状況に応じ検討。感染予防をして実施できるようなプランを検討し、提案。

◇管理・運営について

- ・ 支援中の安全確保に努め、利用者とヘルパーが共に充実した時間を過ごすことができるようにする。
- ・ 支援者のスキルアップを目指し、事業所内で研修を行ったり、外部研修に参加したりしてサービスの向上に努める。また、障害者虐待防止をさらに推進する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染防止に努め、必要なサービスが継続的に提供できるよう感染対策を講ずる。

- ・サービス提供責任者は、利用者の支援中の様子や心身の状態を把握し、その情報を支援者に伝え、適切な支援が提供できるようにする。
- ・コロナ禍でも「おでかけ体験隊」が可能な限り実施できるよう、感染予防に配慮したプランを提案していく。
- ・職員間の連絡を密にし、協力して仕事をすすめることで、働きやすい環境にしていく。

2. アットホームウーノ

共同生活援助

(1) 所在地

わっはっは：東京都西東京市栄町1-10-5

ららら：東京都西東京市住吉町1-10-14

サテライト：東京都西東京市緑町3

(2) 対象期間

令和4年5月1日～令和5年3月31日

(3) 運営の基本方針等

- ・共同生活援助の提供に当たっては、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、相談その他日常生活の援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- ・利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- ・事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市区町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
- ・その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- ・事業所の従業者は、事業の提供に当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者に対し、サービスの提供方法などについて、理解しやすいように説明を行うものとする。

(4) 利用者見込数（定員）

わっはっは：5名（5名）

ららら：5名（5名）

サテライト：1名（1名）

(5) 従業者数

管理者：1名、サービス管理責任者：1名、世話人3名（兼務2名）

生活支援員6名（兼務1名）、夜間従事者13名（兼務3名）

(6) 従業者の研修等

採用時研修：採用後3か月、継続研修：年1回

(7) サービスの内容

- ・相談
- ・食事の提供並びに食事・入浴・排せつ等の介護
- ・健康管理、金銭管理の援助
- ・余暇活動の支援
- ・職場等との連絡・調整
- ・急病など緊急時の対応
- ・日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等の代行・同行
- ・財産管理等の日常生活に必要な援助

(8) 資金計画

収支予算書のとおり

(9) その他

◇主な活動及び行事予定等

- ・保護者面談（個別支援計画の振り返り）
5・6月、11・12月に年2回実施
- ・利用者会議（避難訓練）
コロナ感染予防のため休止
- ・スタッフ（テレビ電話等）会議
わっはっは・ららら合同で年10回開催予定（8・12月無し）
- ・施設見学
サテライト利用者・保護者の方（1回）
- ・就労（日中活動の場）支援
日中活動の場との連携
- ・健康への配慮
クリニックとの連携
- ・成年後見人との連携
- ・外部研修
必要に応じて、共同生活援助世話人研修、共同生活援助サービス管理責任者現任者研修等への参加
- ・消防用設備点検
必要に応じて実施

◇管理・運営について

- ・利用者ご本人ならびにご家族との面談をしたうえで、利用者の自立に向けての個別支援計画を作成し、実施する。内容については共有のものとし、ご本人はもちろんですが、ご家庭でも協力していただき、計画を実施する。
- ・管理者、サービス管理責任者、世話人、生活支援員その他全てのスタッフが同じ視点に

立って利用者の支援が出来るように、申し送り等を徹底し、ミーティングも定期的に行っていく。

- ・地域に溶け込めるグループホームを目指します。コロナ感染の収束の折には地域の方々との交流ができるように努めていく。「第7回ウーノまつり」を9月に開催予定。ワークステーションウーノの製品の販売だけになるかと思うが、ウーノの会の地域交流につなげようと思う。
- ・「わっはっは」と「ららら」の利用者が交流できる機会を作ります。コロナ感染の収束の折には、お出かけなど検討する。
- ・共同生活をする中でのルールや思いやり、役割分担など、支援者を交えて利用者同士話し合いをしながら取り決めていく。
- ・グループホーム協議会等の研修を受講して、運営・管理・支援方法を学ぶ。
- ・近隣のグループホームとのネットワークづくりを図る。
- ・あらゆる災害を想定して、避難訓練を行う。
- ・新型コロナウイルスなどの感染症への感染防止に努める。

3. ワークステーションウーノ

就労継続支援（B型）

（1）所在地

手づくり工房めえ：東京都西東京市富士町4-14-12-203

石窯パン工房ウーノ：東京都西東京市柳沢6-4-3-105

おかし工房マーブル：東京都西東京市保谷町3-20-4

（2）対象期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

（3）運営の基本方針等

就労継続支援（B型）の事業は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、障害者自立支援法施行規則第六条の十第二号に規定するものに対しての就労の機会を提供するとともに、生産活動、その他の活動の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

（4）利用者見込数（定員）

31名（35名）

（5）従業者数

管理者：1名、サービス管理責任者：1名、

生活支援員 4名

職業指導員

手づくり工房めえ：4名（兼務2名）、石窯パン工房ウーノ：5名（兼務1名）、

おかし工房マーブル：3名（兼務1名）

目標工賃達成指導員：手づくり工房めえ（1名）、石窯パン工房ウーノ（1名）、

おかし工房マーブル（1名）

（6）従業者の研修等

採用時研修：採用後6か月、継続研修：年2回

（7）サービスの内容

- ・就労の機会の提供
- ・生産活動の機会の提供
- ・就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練等の提供
- ・職場実習の実施、受入先の確保
- ・公共職業安定所での求職登録等、教職活動の支援

- ・適性や要望に応じた職場開拓
- ・職場定着を促進するための職業生活における相談等の支援の継続
- ・施設外就労の提供
- ・在宅でのサービス提供

(8) 資金計画

収支予算書のとおり

(9) その他

◇主な活動及び行事予定等（予定月）

- ・入所式、新人歓迎会（4月）、防災訓練（4月・12月）、健康診断（9月）、夏レク（8月）、ボランティア体験（11月）、納会（12月）、初詣（1月）、給与懇親会、誕生会（隔月1回）、体力作り、ウーノスポーツ支援事業（状況に応じて参加）、成人の祝い（1月各工房にて実施）、農園作業（毎週1回実施、雨天行事により変動）

・利用者・家族懇談会

状況に応じて実施

・個別面談

年2回（9月、3月）実施予定。ご家族は状況に応じて同席。

・職員ミーティング

常勤会議（状況に応じて実施）、事務会議・各工房での会議（月1回実施予定）

◇管理・運営について

・コロナウィルス感染防止対策

- ①各工房に於いて対策の検討、実施
 - ②通所時間の短縮
 - ③コロナ感染対策に伴う在宅支援の導入
- ・個別支援計画に基づいた支援計画の実施

・利用者の健康管理

・衛生管理に於ける検体検査の実施

・営業許可証新規申請

- ①石窯パン工房ウーノ
 - ②おかし工房マーブル
- ・食品衛生責任者の変更
- ①石窯パン工房ウーノ
 - ②おかし工房マーブル

・販売促進

- ①パン・菓子・自主生産品の販売ルートの新規開拓

② SNSを活用した販売の構築

・軽作業の促進

① 新規取引先の開拓

4. 相談室こころ

指定特定相談支援、指定障害児相談支援

(1) 所在地

東京都西東京市住吉町3-12-19

(2) 対象期間

令和4年5月1日～令和5年3月31日

(3) 運営の基本方針等

- ・利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。
- ・指定特定相談支援事業等の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。
- ・指定特定相談支援事業等の実施に当たっては、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立って、計画作成対象障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われるように努めるものとする。

(4) 利用者見込数（年間延べ人数）

407名（障がい者：350名、障がい児：57名）

(5) 従業者数

管理者：1名、相談支援専門員：4名

(6) 従業者の研修等

採用時研修：採用後6か月、継続研修：年1回以上

(7) サービスの内容

- ・日常生活全般に関する相談
- ・地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- ・サービス等利用計画又は障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画」という。）の作成及び評価
- ・訪問による継続的なモニタリング
- ・前各号に掲げる便宜に附帯する便宜、その他必要な相談支援、助言等

(8) 資金計画

収支予算書のとおり

(9) その他

◇管理・運営について

- ・新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、モニタリング時の事業所への訪問は控え、電話による聞き取りでの対応とする場合もある。
- ・契約についても、対面、電話、ウェブ面談の三択で選んでいただき、対面の場合は居宅訪問を控え、感染対策を施した事務所にお越しいただくことを状況をみて提案する。

5 ピックアップウーノ

福祉有償運送

(1) 所在地

西東京市住吉町3-12-19

(2) 対象期間

令和4年5月1日～令和5年3月31日

(3) 運営の基本方針等

西東京市に在住している方を原則として、一般の交通手段を利用することが困難な身体の不自由な高齢者及び身体障害児・者並びに知的障害児・者、精神障害者等に対して、社会的に移送手段を確保する福祉有償運送事業を実施することにより、本人及び家族の自立を促進し、地域福祉の向上を図ることを基本方針とする。

当事業は会員登録された方を限定とし、移送の発地または着地が西東京市内であるものとする。

(4) 利用会員見込数

個人会員 30人

1団体会員

(5) 従業者数

事務員 1名以上

運行者 13名

(6) 使用する車両

トヨタノア（車椅子対応車両）

ダイハツタント（車椅子対応車両）

ホンダステップワゴン

(7) 従業者の研修等

年1回程度

(8) サービスの内容

- ・医療機関への通院、入退院及び検診等の移送
- ・福祉施設への通所、入退所時の移送
- ・その他、利用会員が希望する場所への移送

(9) 資金計画

収支予算書のとおり

(10) その他

昨年9月30日付で特定非営利活動法人ひらけごまが解散し、10月1日付で福祉有償運送事業の譲渡を受けた。なお、利用会員並びに運行者には説明の上、ウーノが業務を引き継ぐ旨、承諾を得た。

ひらけごま譲渡前は数名の利用者だったため、業務についてはヘルパーステーションウーノが行っていたが、10月以降は20余名の個人利用会員と5名の運行者が増えたことで、部門を独立させ、事業所名を「ピックアップウーノ」とした。

移送サービスに関しては、利用会員、運行者共にひらけごまからの引継ぎによる増員となったため、10月以降の業務遂行では問題なく円滑に運営できている。

新型コロナウイルス感染対策として、移送中の換気、車内の消毒をする。

車椅子利用者に対しては、安全で安心いただける乗降に努める。

運行者の日々の健康チェックと使用する車両の整備を徹底する。

6. 西東京市障害者スポーツ支援事業（受託）

障害者のスポーツ及びレクリエーション活動

(1) 実施場所

西東京市スポーツセンター 第一体育館

東京都西東京市中町1-5-1

(2) 実施日時

毎月第3土曜日 9時30分～11時30分

(3) 対象期間

令和4年4月1日～令和4年3月31日

(4) 目的

スポーツ指導員及び補助員の指導を通して、障害者がスポーツレクリエーション活動を行うことにより、健康増進及び地域でのスポーツレクリエーションの振興を図る。

(5) 利用者見込数

12～25名

(6) 指導員数

9名（男性3名、女性6名）

(7) 指導員の研修等

- ・ 毎回、終了後に反省及び意見交換
- ・ 障害者スポーツ指導の研修会に、随時参加

(8) 事業内容

- ・ 参加希望者の申し込み等の取りまとめ、内容の変更や中止の連絡
- ・ 参加者、指導員の出欠確認
- ・ 指導計画の立案、指導員への連絡
- ・ 当日の参加者の指導及び進行管理、その他活動に必要とする業務
- ・ 終了時の指導員のミーティング
- ・ 終了後、事業報告書、反省会概要、指導員の報告書、翌月の指導計画書等を市へ提出
- ・ 用具の管理・点検等

(9) 資金計画

収支予算書のとおり（西東京市の予算による）

(10) その他

◇その他の活動

・地域との交流

市内のスポーツ行事にできる限り参加。

毎年秋の、市立東小学校の依頼による、障害者スポーツ「ボッチャ」の出張授業

◇管理・運営について

- ・計画の段階から、参加者の安全面、健康面に十分配慮し、当日、参加者と指導員が共に楽しめるように努めている。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止に努め、参加者が安心して参加できるよう、感染対策を徹底していく。
- ・指導員のリーダーは、指導中の参加者の様子や心身の状態を把握し、その情報を指導員に伝え、適切な支援及び指導が提供できるようする。
- ・指導員の連携を密にし、協力して仕事をすすめることで、質の高い内容を提供できるよう努める。